

之曰王父者就其人而稱之爾至後世則以祖稱其人而言王父者甚少且祖字从示又廟有功曰祖有德曰宗則義之所本可知矣猶父廟稱禰也此義字書未發

〔源氏物語十松風八〕むかしは、君母明石上石姬君の御おほち中務の宮ときこえけるがらうじ給ひける

所大の河のわたりにありけるをその御のちはかくしうあひつぐ人もなくてとしごろあれまどふを思いで、かの時よりつたはりてやどもりのやうにてある人をよびとりてかたらふ

〔後拾遺和歌集二十神祇〕長元四年六月十七日伊勢のいつき内宮にまいりて侍けるに略中

御和奉りける

祭主輔親

おほちちむまごすけちかみよまでにいたまつるすべらおほんかみ

〔倭名類聚抄二父母〕祖母。爾雅云父之妣爲王母九族圖云祖母於孫炎曰人之尊祖若天王故王父王母也

〔箋注倭名類聚抄一父母〕新撰字鏡阿婆同訓下總本作於保波與伊呂波字類抄合令集解亦云於保婆按於保波大母之急呼於波又於保波之急呼則有保字無保字兩通然曾祖母訓於保於波外祖母訓母方乃於波則似源君訓祖母爲於波今俗呼婆々中魏孫炎爾雅注八卷見隋書今無傳本

〔伊呂波字類抄人倫〕祖母父之母也、〔同人倫〕祖母ウハ

〔倭訓栞前編四〕うば 祖母又嫗又姥をよめりうとおと通ず今は乳母をまかいへり

〔拾遺和歌集九雜〕源重之が母の近江のこふに侍けるにむまごのあづまよりよるのぼりていそぐ

事はべりてえこのたびあはでのぼりぬることいひて侍ければおばの女のみ侍ける  
おやのおやと思はましかばとひてまじわが子のこにはあらぬなるべし

外祖母

〔新撰字鏡親族〕外祖母。波々加太乃於保地

〔倭名類聚抄二父母〕外祖父。爾雅云母之考爲外王父母方乃知保